育成指定選手規程(パラリンピック実施種目)

一般社団法人日本パラ陸上競技連盟(知的)強化委員会

(目的)

第1条 パラリンピック出場を目指す若い世代の選手の育成を目的とする。育成指定選手合宿への参加、国際大会への派遣などの機会を作るとともに、競技力向上だけでなく、日本代表選 手としての心構え、競技規則やクラス分け、アンチ・ドーピング、スポーツ栄養、メンタル面等を教示し、将来の日本代表選手としての成長を図る。

(対象)

- 第2条 育成指定選手は、次の項目のすべてを満たすとする。
- (1) 一般社団法人日本パラ陸上競技連盟(以下「当連盟」)登録者。
- (2) 当該年12月31日時点で、12歳以上20歳未満である者。
- (3) 国際知的障がい者スポーツ連盟(以下「Virtus」)登録者及び速やかに登録の意思のある者。 また国際パラリンピック委員会(以下 IPC)登録者及び速やかに登録の意思のある者。 ※IPC登録についてはVirtus登録完了後でないと登録できない。
- (4) 世界パラ陸上競技連盟(以下 WPA)公認大会(エンドース含む)及び当連盟が主催、共催、後援する大会。その他(公財)日本陸上競技連盟公認大会で別表の「2024年度 知的障がいクラス 強化・育成指定記録」の記録(以下「育成指定記録」)を突破している者。(公財)日本陸上競技連盟(以下「JAAF」)公認大会で育成指定記録を突破している者。育成指定記録を突破した場合は、当該大会がJAAF公認大会であることを証明できる資料及び記録の証明書(リザルト)を添えること。その他全国障害者スポーツ大会で育成指定記録を突破している者。
- (5) メディカルチェックで健康上の問題がなく、陸上競技を行なう上で心身ともに適した状態であること。
- (6) アスリートとして礼儀と規律を遵守し、日本代表となり得る者。
- (7) 保護者の同意書を提出し得る者。

(申請手続き)

第3条 育成指定選手への申請は次による。

- (1) 2023年1月1日から申請締切日の記録に基づいて、申請締切日までに申請書と関係書類等をid-kyoka@para-ath.orgに提出すること。
- (2) 当該年の申請締切日から11月30日までに認められた大会で育成指定記録を突破した選手は、当該年4月1日以降に追加申請をすることができる。ただし、申請は当該年12月15日までとする。

(育成指定選手の決定)

第4条 育成指定選手の決定等は次による。

- (1)定められた期間内の記録に基づいて、申請締切日までに申請があった者について、育成指定選手 選考委員会(以下、選考委員会)で審査・決定される。決定は毎年4月1日付で行ない、3月31日まで 有効とする。選考委員会は「育成指定選手規程」にある選考委員会を以てあてる。
- (2) 当該年(申請する年)の申請締切日から1月31日までに強化指定記録を突破した新たな選手については、追加の審査・決定は妨げない。ただし、申請は1月31日までとする。
- (3)別途定める育成指定選手誓約書に署名し提出した者。
- (4)指定された選手は、育成指定選手として認定されるが、その後にメディカルチェック票(健康調査書)及び誓約書を提出しなければならない。

第5条 指定ランクは次による。

| 1) 育成指定U20 | 当該年において12歳以上20歳未満で、別表による育成 U20 育成指定記録を突破した者 |
|-------------|---|
| 2) 育成指定U16 | 当該年において12歳以上16歳未満で、別表による育成 U16 育成指定記録を突破した者 |

注)指定ランク条件の年齢は当該年度12月31日時点とする

(育成指定選手の取り消し)

第6条 以下の事項に該当する場合は指定を取り消すことがある。

- (1) 医学的問題により育成指定選手の活動が困難な場合。
- (2) アンチ・ドーピング規程違反やクラス変更が生じた場合。
- (3) 育成指定選手等行動規程の違反に対する処分に該当する場合。
- (4) 当連盟の別に定める規律規程違反のあった場合。

(活動)

第7条 本連盟が実施する次の事業に参加できる。

- (1) 育成指定選手合宿。
- (2) 当連盟が主催する大会及び研修会、講習会等の行事。
- (3) 当連盟が派遣する国際大会(参加条件は大会ごとに設定)。

(遵守事項)

第8条 育成指定選手は下記のことを遵守しなければならない。遵守できない場合には書面にてその理由を 申し出て了承されなければならない。

- (1) 指定された合宿への参加。
- (2) 指定された国内大会への出場。
- (3) 指定された本連盟行事への参加協力。
- (4) 出場大会成績の報告。
- (5) 健康など医学的状況変化の報告。
- (6) アンチ・ドーピング及びクラス分けに関する規程。
- (7) WPA(世界パラ陸上競技連盟)、当連盟などの規則。

(費用負担)

第9条 費用負担は次による。

- (1) 合宿や国際大会にかかる参加経費については、原則として日本スポーツ振興センター (JSC) 競技力向上を充てるが、個人負担が必要な場合もある。
- (2) 当連盟が推薦し、日本パラリンピック委員会(以下「JPC」という。)が派遣する総合国際大会(パラリンピック、アジアパラ競技大会)の参加経費は、原則 JPC が負担するが、参加者自身の負担金が発生する場合がある。

付則

この規程は令和6(2024)年4月1日より実施、施行する。

2024 年度育成指定選手の申請について

日本パラ陸上競技連盟(知的)強化委員会

1. 育成指定選手の申請方法

①育成指定選手規程ならびに「育成指定記録」を確認いただき、対象大会で記録を突破しているかを 確認。

対象となる大会は以下の通り。

- ・WPA公認大会(エンドース含む)
- Virtus主催大会
- ・日本パラ陸上競技連盟主催・共催大会
- 各地域パラ陸協主催大会
- · 日本陸上競技連盟公認大会
- ・全国障害者スポーツ大会

②育成指定記録を突破している選手は申請書ならびに大会のリザルト (コピー) を指定の提出 先にメールで送付ください。

id-kyoka@para-ath.org

メールのタイトルは以下の通り。

「2024年度育成指定選手の申請について」

なお、以下の大会については大会のリザルトの提出は不要です。

- ・第34回日本パラ陸上競技選手権大会・2023日本ID選手権大会
- ・2023ジャパンパラ陸上競技大会 ・オール陸上競技記録会

③ 申請書の確認後、対象選手に誓約書ならびに選手調書を送付します。

(提出後1 週間以上返信がない場合はご連絡ください。)

 \downarrow

④ 対象選手から指定の提出先へ誓約書ならびに選手調書を提出ください。

 \downarrow

⑤ 書類確認後、認定証を対象選手に送付します。

2. 育成指定選手の申請締切日

2024年4月1日付指定の申請締切は2024年3月31日となります。

(それ以降については随時受け付け、別途研修)

3. その他

2024年4月1日付の育成指定選手についてはJPA強化・(育成)研修会へ原則参加となります。